

2 基本的に使用停止の協力を要請しない施設一覧

(1) 基本的な考え方

自宅以外で外出自粛要請に協力する県民が、必要最低限の生活を維持するために不可欠なサービスを提供するための施設を例示しています。

そのため、サービスの提供については、資格の有無が判断基準の一つとなります。また、営業を行う場合、**必ず適切な感染防止対策**を行ってください。

(2) 施設例

種類	施設
医療施設等	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復等 ※いずれも有資格者が行うもの
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施 障害児通所支援事業所、その他児童福祉法関係の施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係の施設、婦人保護施設、その他の社会福祉施設等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場（移動販売店舗含む）、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパーマーケット、ホームセンター（生活必需品売場）、ショッピングモール（生活必需品売場）、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、寝具店、文房具屋、酒屋等
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋、屋形船、屋台等 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）
住宅・宿泊施設	ホテル・旅館（集会の用に供する部分を除く）、カプセルホテル、民泊、共同住宅、寄宿舎、下宿、ウィークリーマンション等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等を含む）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、事務所、官公署等
その他	理髪店、美容室、銭湯（公衆浴場）、貸倉庫、郵便局、メディア、貸衣装屋、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質屋、獣医、ペットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、ブライダルショップ、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴、洋服等）、鍵屋、100円ショップ、販売店、家具屋、自動車販売店（カーディーラー）、カー用品店、花屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係等